令和８年度指名停止の運用状況一覧表

整理番号	商号又は名称	住所	期　間	要領適用条項	理　　　　由	発生場所
1	株式会社大林組　名古屋支店	名古屋市東区東桜１－１０－１９	令和8年4月14日　から 令和8年5月13日　まで （1か月）	要領第４条第１項 （別表第３－７）	株式会社大林組は、同社が代表構成員を務める共同企業体が施工中の「中央新幹線第四南巨摩（こま）トンネル新設（東工区）ほか」において、令和６年１０月４日に発生した労働災害に関し、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和８年３月２４日付けで同社及び同社社員２名が鰍沢（かじかざわ）簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金２０万円の略式命令を受けた。 このため、契約の相手方として不適当であると判断し、株式会社大林組名古屋支店に対し指名停止を行う。	ー